

平成22年度「食育推進ボランティア表彰」について

○趣旨

食育の推進は、国民一人ひとりの食生活に直接関わる取組です。これを国民各位に適切に伝えていくためには、国や地方公共団体による取組だけではなく、地域に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要です。

また、食育を取り巻く現状として、とりわけ若い世代における食生活の在り方が問題になっています。不適切な食習慣は長期にわたって継続しがちであることから、若いうちに食に対する意識改善を喚起する必要があります。

そこで、内閣府食育推進室では、若い世代を対象とした食育活動の推進を図るために、他の地域においても参考となるような取組をしているボランティアを表彰することとしました。

○概要

内閣府が主催する食育推進ボランティア表彰は、平成22年度が第2回目となります。

平成22年3月31日までに、都道府県、政令指定都市、大学等から64の食育推進ボランティア活動事例が推薦されました。3名の有識者から構成される選考委員会により10の事例が受賞団体(者)として選考されました。受賞者は、第5回食育推進全国大会(佐賀県佐賀市 佐賀市文化会館にて開催)において、食育を担当する内閣府特命担当大臣が表彰します。

また、推薦のあった各団体・個人の食育推進の活動状況等を取りまとめた事例集を作成して、若い世代に対する食育推進活動が様々な地域や団体・個人に広まるよう活用していくこととしています。

○選考委員(五十音順、敬称略)

明石 要一

千葉大学教育学部教授

足立 己幸

名古屋学芸大学大学院教授

女子栄養大学名誉教授

渡邊 昌(選考委員長)

社団法人 生命科学振興会理事長

前 独立行政法人 国立健康・栄養研究所理事長

食育推進会議委員(内閣府食育推進評価専門委員会座長)

○推薦された団体・個人

団体：59団体、個人：5名 計64の団体・個人

○受賞者一覧

推薦	団体・個人名等	主な活動内容
青森県 (十和田市)	十和田市食生活改善推進員会	子どもの食育活動を重点目標に設定し、大型布絵本「やさいもりもりげんきなかぞく」の活用を通じた食育活動等を展開。
岩手県 (二戸市)	カムラ ミコ 高村 民子(66歳)	地域の小学生に対する雑穀生産体験活動や雑穀を使用した郷土料理学習会の実施等雑穀の普及を通じた食育活動を展開。
埼玉県 (坂戸市)	市民みんなの健康づくり サポーター 元気にし隊	市と協働で、若い世代への朝ごはん摂取運動の推進、噛むことと食に着目した商品「かムりんとう」の開発、「おうちディナーレシピコンテスト」の開催等多様な活動を展開。
石川県 (七尾市)	七尾市金ヶ崎公民館食育 グループ	地域の子どもたちを対象に、公民館の敷地を活用した野菜の栽培体験、地元スーパーでの野菜販売体験学習、野菜の調理実習の実施等多様な活動を展開。
信州大学 (長野県)	信州大学 ^{サヤマ} 里山ボランティア サークル ^{ドウラクムラ} 洞楽村!!	地域の農事組合の里山復興の活動をサポートして年間を通じた野菜づくり等の生産活動や大学生協と連携しての地産地消の推進活動等を展開。
愛知県 (高浜市)	だいずきっず倶楽部	農家の協力の下、地域の子どもたちと大豆の種まきから収穫までを行い、その収穫した大豆で豆腐づくりを行う「自分で作って食べる」活動を年間を通して実施。
広島経済大学 (広島県)	広島経済大学 ^{アツカ} 興動館 食生活支援プロジェクト	朝食推進イベントの開催、学食メニューへのアイデア提供、自炊支援等大学生の食生活に対する意識向上のための多様な活動を展開。
山口県 (下関市)	カサト キョシヨク 唐戸魚食塾	小学生とその親、あるいは若い女性などを対象とした魚料理教室の開催、小学生を対象とした出張魚食塾の開催等を通して魚食を取り入れた日本型食生活の普及を推進。
西九州大学 (佐賀県)	あすなる隊	県内の地域イベントにおいて子どもを対象として食育ゲーム、食育講話等を実施するとともに、学内において食育媒体(教材)コンテンツを開催する等多様な活動を展開。
沖縄県 (うるま市)	うるま市食生活改善推進協議 会	幼児とその親を対象とした「おやこ料理教室」の開催、もずくなどの地元と特産品を使用した調理実習等地域に密着した活動を展開。

※北から順に掲載しています。

食育推進ボランティア表彰推薦要領（概要）

1 趣旨

食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であり、これを国民に適切に浸透させていくためには、国や地方公共団体による取組だけでなく、国民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要である。

現在とりわけ若い世代における食生活の在り方が問題になっており、また、その不適切な食習慣は長期にわたって継続しがちであることから、若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要がある。そこで、若い世代を対象とした食育活動の推進を奨励するため、他の地域においても食育活動を推進するうえで参考となりうるような先進的な取組をしているボランティアを表彰する。

2 推薦対象

- (1) 内閣府が各都道府県及び政令指定都市に対し毎年度実施する「食育の推進に関わるボランティア調査」において「食育の推進に関わるボランティア」として報告された団体、及び食生活改善推進員で構成される団体（市町村を単位とするもの）
- (2) 上記(1)の団体と同等の活動を行う個人
- (3) 大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校の学生を主体とする団体であって、上記(1)の団体と同等の活動を行うもの

3 推薦対象となる活動

概ね3年以上の期間にわたるボランティア活動であって、若い世代（概ね40歳未満の者）を対象とした食生活の改善や望ましい食習慣の普及啓発等の食育推進活動とする。

例えば、近隣の小・中学校や保育所等における子どもの健全な食生活の支援、生活習慣病の予防など若い世代における食生活の改善の呼びかけ、環境と調和のとれた農林漁業の活性化の支援、地域の特色ある食文化の継承のための活動、食を通じた留学生等との国際交流、などが考えられる。

4 推薦手続

- (1) 上記2(1)又は(2)にあつては各都道府県及び政令指定都市は、内閣府食育推進室長からの推薦依頼に基づき推薦を行うものとする。各都道府県及び政令指定都市からの推薦数は1～2団体とする（2団体を推薦する場合は優先順位を付すものとする。）。
- (2) 上記2(3)の団体等にあつては、学校長（大学及び短期大学にあつては学長。以下同じ。）は、内閣府食育推進室長からの推薦依頼に基づき、推薦を行うものとする。学校長からの推薦数は1団体とする。
- (3) 応募に際しては、団体等の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。
なお、関係大臣、都道府県知事、市町村長又はこれらに準ずる公益的な団体から表彰を受けた場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

5 表彰件数

毎年10件程度とする。

6 表彰

食育推進全国大会において表彰する。